地域公共交通利便増進事業に基づく広島電鉄の運賃改定について(2回目)

1. 日 時

令和4年9月27日(火) 10:30~10:50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満(会長)、和田貴志(会長代理) 河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 久保、渡真利、齋藤、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 令和4年9月20日(火)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、地域公共交通活性化再生法の規定による関係を有する者の同意に基づいた運賃改定であること、190円から220円への改定(現金利用時)と改定割合が大きいものの、路面電車とバスの運賃の均一化により分かりやすさ・利用しやすさが向上することに加え、路面電車・バスの共通定期券に関し、学生や障害者・高齢者等に対する割引パスの導入が計画されるなど負担の軽減にも配慮されていること、運賃改定が広島電鉄に過度な増収をもたらすものではないだけでなく、改定による増収分により設備投資・維持修繕を改めて実施するなど、経営上適切な計画となっていることも踏まえ、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。
 - (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議 会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。